

小樽市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者

指定申請の手続等について

1 指定申請について

- (1) 新たに小樽市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の実施を希望される事業者は、指定申請が必要です。

本市では原則、開設月1日付けの指定としています。

指定申請のスケジュールは、以下のとおりです（都合により変更する場合がありますので御了承願います）。スケジュールに余裕を持って申請手続きをお願いします。

①小樽市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者

新規（事業譲渡等による法人変更を含む）申請スケジュール

1 事前相談	事前相談は随時受け付けます。電話で事前協議について確認します。（電話：開庁日の8時50分～17時20分）
2 事前協議	原則、事業所開設の2か月前までに実施します。 地域密着型通所介護と同時に申請する場合は合わせて実施します。
3 指定申請書提出・受理	開設予定月の前々月末日までに提出してください。 （例：9月1日開設予定→7月末日） 地域密着型通所介護と同時に申請する場合は併せて提出してください。
4 審査	書類、現地確認（必要時）等に基づき指定が妥当か判断します。
5 結果通知書の発送	上記4の結果、2～3週間程度の事務手続きを経て指定に必要な要件を満たしている場合は「通知書」を交付します。
6 事業開始	指定に係る通知書は事業所内の利用者等が確認できる場所に掲示してください。

すべてのサービスにおいて指定を受けるに当たり、人員・設備・運営などの指定基準を満たしていない場合や、申請法人やその役員等が過去に指定取消し処分を受けた場合など、法律上の欠格事由に該当するときは指定を受けることができません。

書類に不備があった場合、書類の再提出を求めることがあります。書類に不備があり、受付期限までに再提出がなかった場合、書類が完備していないものとして未受理と取扱いしますので、御留意ください。

(2) 指定の有効期間について

指定の有効期間は、原則、指定日から6年となります。

2 提出書類

別紙 1「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業所（指定・更新）申請に必要な書類一覧」を確認してください。

なお、地域密着型通所介護の申請と同時の場合、両方に共通する書類は地域密着型通所介護の指定申請書類に当該書類がある旨を明記の上、省略することが可能です。

3 提出方法

郵送又は直接持参電子申請届出システム <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025012900016/> のいずれかの方法で提出願います。

なお、郵送による場合は簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡が可能な方法とし、封筒表面に「指定更新申請書在中」と朱書きしてください。

4 提出部数（郵送又は直接持参の場合）

申請書、添付書類を 1 部提出してください。（正本 1 部）

※フラットファイルに綴って提出してください。（6 指定申請書類の作成方法 参照）

5 提出先（郵送又は直接持参の場合）

○郵送の場合

〒047-8660

小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号

小樽市福祉保険部介護保険課 事業所指導グループ 行

電 話 0134 (32) 4111 (内線484) F A X 0134 (27) 6711

○持参の場合

小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号 小樽市役所 別館 2 階

福祉保険部介護保険課 事業所指導グループ窓口

6 指定申請書類の作成方法（郵送又は直接持参の場合）

申請書及び関係書類は、申請日現在で作成してください。

必要書類は、別紙 1「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業所（指定・更新）申請に必要な書類一覧」を確認してください。

別紙 1 の書類番号に沿って、「指定申請書」、「付表」、「添付書類」等の順に一括して見出しを付け、フラットファイルに綴ってください（正本）。

フラットファイル規格 A4 版（A4-S） 2 穴

7 変更届出について

- ・事業所の指定内容等が変更になった場合は、変更があったときから 10 日以内に市へ届出が必要です。詳細は下記の小樽市ホームページに掲載しています。

▶介護予防・日常生活支援総合事業の指定内容の変更の届出について

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020110400239/>

- ・加算の変更について届出を行う場合、様式等は下記の小樽市ホームページに掲載しています。
 - ▶介護予防・日常生活支援総合事業の加算等の届出について <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020110400253/>

8 事故報告について

事業所において事故が発生した場合は「小樽市介護保険事業者における事故等発生時の報告取扱要綱」に基づき市へ報告してください。報告様式は小樽市ホームページに掲載しています。

- ▶「介護サービス事業者における事故報告について」<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200184/>